

文化財保護資金等貸付審査会規程

昭 46.10. 1 制定
昭 47.11.28 改正
平 15. 4. 1 “
平 24. 4. 1 “
平 30. 9.19 “
令 3. 4. 1 “

(趣旨)

第1条 この規程は、文化財保護資金貸付規程または文化財活用資金貸付規程に基づき、提出された借入申込みについて審査することについて定める。

(委員)

第2条 貸付審査会には、委員若干名を置くものとする。

2 委員は、次の者のうちから理事長が委嘱する。

ア 協会の理事

イ 文化財所有者

ウ 出資者

エ 学識経験者

3 委員の任期は2年とする。

ただし、必要がある場合には、臨時に委員を委嘱することができる。

4 委員長には、常務理事があたる。委員長に事故あるときは、委員長が指名する委員がこれに代わる。

(開催時期)

第3条 貸付審査会は、必要に応じ、その都度開催するものとする。

付 則

この規程は、昭和46年10月 1日に遡って施行する。

この規程は、昭和47年11月28日に遡って施行する。

この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年10月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。